

定 款

株式会社ボーダレス・ジャパン

平成19年 3月18日	作成
平成19年 3月19日	公証人認証
平成19年 3月20日	会社設立
平成19年 6月 6日	商号変更
平成22年 7月22日	目的変更
平成23年 4月 1日	取締役の任期変更
平成24年 4月26日	目的変更
平成26年 2月18日	本店の所在地変更
平成26年 7月11日	目的変更
平成27年 4月 1日	目的変更
平成29年 2月 1日	前文追記
令和 2年 3月13日	目的変更
令和 2年 4月14日	目的変更
令和 3年 8月25日	目的変更
令和 4年 2月 25日	目的変更
令和 6年 1月 31日	本店住所変更

株式会社ボーダレス・ジャパン定款

前 文

社会の不条理や欠陥から生じる、貧困、差別・偏見、環境問題などの社会問題。それらの諸問題を解決する事業「ソーシャルビジネス」を通じて、より良い社会を築いていくことが株式会社ボーダレス・ジャパンの存在意義であり使命です。

株式会社ボーダレス・ジャパンは、社会起業家が集い、そのノウハウ、資金、関係資産をお互いに共有し、さまざまな社会ソリューションを世界中に広げていくことで、より大きな社会インパクトを共創する「社会起業家の共同体」です。

ここに集う社会起業家は、利他の精神に基づいたオープンでフラットな相互扶助コミュニティの一員として、国境・人種・宗教を超えて助け合い、良い社会づくりを実現していきます。

1. すべての事業は、貧困、差別・偏見、環境問題など社会問題の解決を目的とします。
2. 継続的な社会インパクトを実現するため、経済的に持続可能なソーシャルビジネスを創出します。
3. 事業から生じた利益は、働く環境と福利厚生の充実、そして新たなソーシャルビジネスの創出に再投資します。
4. 株主は、出資額を上回る一切の配当を受けません。
5. 経営者の報酬は、一番給与の低い社員の7倍以内とします。
6. エコロジーファースト。すべての経済活動において、自然環境への配慮を最優先にします。
7. 社員とその家族、地域社会を幸せにする「いい会社」をつくります。
8. 社会の模範企業となることで、いい事業を営むいい会社を増やし、「いい社会」をつくりま

以上

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ボーダレス・ジャパンと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宅地建物取引業(不動産の売買、賃貸、転貸、管理、運営及びその仲介、代理)
2. ビル、マンション、オフィス、店舗及び住宅等の企画、設計、施工、営繕、分譲及び販売
3. 不動産証券化の企画、開発、運用、管理業務及び不動産投資、運用業務
4. 損害保険業、損害保険代理業、生命保険代理業及びファイナンシャルプランニング業
5. 次の物品の輸出入、開発、生産、製造、加工、卸売、小売業及び通信販売業
 - (1) 食品、酒類その他の飲料及びその原料
 - (2) 農畜水産物、種苗、肥料、飼料及びその原料
 - (3) 衣料品、繊維製品、皮革製品及びその原料
 - (4) 家具、寝具、事務機器、インテリア・エクステリア用品
 - (5) 書籍、文具、玩具、日用雑貨品
 - (6) 化粧品、衛生用品
 - (7) 医薬品、医薬部外品
 - (8) 機械・器具(医療機器含む)、車両等運輸関連機器
 - (9) 電気・電子・通信機械器具、精密機械器具その他一般機械器具
 - (10) 木材、金属及び建築資材ならびに住宅設備関連機器
 - (11) 金属スクラップ、古紙及びその他の再生資源
 - (12) 発電機器及びその付帯設備
6. 前号物品の保守、管理、賃貸借、リース業及び廃棄・再生処理業
7. 農業、漁業、畜産業及び林業
8. 医療施設、保育施設、介護福祉施設、冠婚葬祭施設、商業施設(宿泊施設、劇場含む)及び飲食店の経営ならびに旅行業
9. 古物の輸出入、買取、卸売、小売業及び通信販売業
10. 各種講演会、講習会、セミナー、イベント等の企画、開催、運営及び人材育成のための教育事業ならびに資格認定事業
11. 人材派遣業、有料職業紹介業及び無料職業紹介業
12. 情報処理・提供サービス業及びソフトウェア業
13. 電気通信業、放送業、広告業、出版業、印刷業、映像・音響著作物の制作及び販売業
14. 発電事業ならびにそれに関する設備の管理及び運営
15. 電力小売り事業及び取次事業
16. 金融商品取引業、貸金業、クレジットカード業、資金移動業及び収納代行業
17. 各種金融商品への投資、金融商品の売買ならびにファンドの組成・運用・管理
18. クラウドファンディング事業
19. 貨物運送取扱業、運送代理業、通関業及び倉庫業
20. 商標権、特許権、著作権他の知的財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの取得、企画、利用、管理、貸与及び販売業
21. 経営に係わる各種業務の受託、代行及びコンサルティング業
22. 前各号に係わる調査、企画、研究およびコンサルティング業
23. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡県福岡市天神に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(発行する株式の内容)

第6条 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡するには株主総会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第7条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は株主総会の決議によって定める。

(株券)

第8条 当社は、株券を発行しない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載請求)

第10条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は

記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りではない。

(質権の登録及び信託財産の記載請求)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示の記載を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があ

る場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に關する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第16条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。株主総会を招集するときは、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、総株主の同意がある場合はこの限りではない。
また株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。株主又は代理人は前項の書面の提出に代えて、法令の定めるところにより当会社の承認を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第20条 株主総会の議長は、その経過の要領及び決議の内容並びにその他会社法施行規則72条に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間保存するものとする。

第4章 取締役および代表取締役

(員数)

第21条 当会社には、取締役5名以内を置く。

(選任の方法)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主中により株主総会において選任する。取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。ただし

取

締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役)

第23条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち2名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。代表取締役のうち1名を社長、1名を副社長とし、会社の業務を執行する。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終了の時までとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の残任期間とする。

(取締役の解任方法)

第25条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役に対する報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から 翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。剰余金の配当は、支払提供の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払義務を免れるものとする。

第6章 付 則

(設立に際して発行する株式)

第29条 当会社の設立に際して発行する株式の数は30株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金150万円とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成20年2月末日までとする。

(設立時取締役)

第32条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

住所	東京都墨田区横網一丁目10番8－602号
設立時取締役	鈴木雅剛

(発起人の氏名、住所及び設立時発行株式に関する事項)

第33条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに引換えに払い込む金額は次のとおりとする。

住所	東京都墨田区横網一丁目10番8－602号
氏名	鈴木雅剛
引受株数	<u>普通株式</u> 30株 金150万円

(会社設立後の資本金及び資本準備金に関する事項)

第34条 当会社の資本金の額は、設立に際して株主となる者が払込み又は給付した財産の額とする。

(準拠法)

第35条 本定款に記載のない事項は、会社法その他の法令に従うものとする。

平成29年2月1日

代表取締役 田口一成

代表取締役 鈴木雅剛